

広島県警察の組織の改編等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年3月8日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

### 広島県公安委員会規則第3号

#### 広島県警察の組織の改編等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条の2」に改める。

第2章第3節中第27条の前に次の1条を加える。

(分庁舎)

第26条の2 警察署に、その所掌事務の一部を行わせるため、必要に応じ、分庁舎を置く。

第36条の3を第36条の4とし、第36条の2の次に次の1条を加える。

(危機管理官)

第36条の3 警備部に危機管理官を置く。

2 危機管理官には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

3 危機管理官は、上司の命を受け、災害、テロ等緊急事態に関する事務を掌理する。

(交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正)

第2条 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則(昭和39年広島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表1 幹部交番の部広島県山県警察署の款の次に次のように加える。

広島県呉警察署	音戸交番	呉市音戸町南隠渡一丁目	呉市のうち音戸町翫浜一丁目～三丁目、音戸町引地一丁目・二丁目、音戸町坪井一丁目～三丁目、音戸町高須一丁目～三丁目、音戸町南隠渡一丁目～四丁目、音戸町北	畑、田原、須川、本浦、室尾各警察官駐在所の所管区
---------	------	-------------	-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------

			隠渡一丁目・二丁目、音戸町波多見一丁目～十一丁目、音戸町（音戸の一部）
--	--	--	-------------------------------------

別表1 幹部交番の部広島県因島警察署の款中「広島県因島警察署」を「広島県尾道警察署」に改め、同款瀬戸田交番の項の前に次のように加える。

因島交番	尾道市因島土生町	尾道市のうち 因島土生町	田熊、三庄北、重井、中庄各警察官駐在所の所管区
------	----------	-----------------	-------------------------

別表2 交番の部広島県佐伯警察署の款に次のように加える。

五月が丘交番	広島市佐伯区五月が丘二丁目	広島市佐伯区のうち 五日市町石内、五月が丘一丁目～五丁目、石内上一丁目、石内東一丁目～四丁目、石内南一丁目～五丁目、石内北一丁目～五丁目
--------	---------------	-------------------------------------------------------------------------

別表3 警察官駐在所の部広島県佐伯警察署の款五月が丘警察官駐在所の項を削り、同部広島県山県警察署の款の次に次のように加える。

広島県呉警察署	畑警察官駐在所	呉市音戸町畑三丁目	呉市のうち 音戸町畑一丁目～三丁目、音戸町有清一丁目・二丁目、音戸町先奥一丁目～三丁目、音戸町藤脇一丁目～三丁目、音戸町（音戸の一部、渡子の一部）
	田原警察官駐在所	呉市音戸町田原一丁目	呉市のうち 音戸町田原一丁目～三丁目、音戸町渡子一丁目～三丁目、音戸町早瀬一丁目～三丁目、音戸町（渡子の一部）
	須川警察官駐在所	呉市倉橋町	呉市のうち 倉橋町（須川区、西宇土区、尾曾郷区、大向区）
	本浦警察官駐在所	呉市倉橋町	呉市のうち 倉橋町（松原区、才ノ木区、上河内区、小林区、石原区、長谷区、釣土田区、宇和木区、重生区、灘区、横島、黒島）

	室尾警察官 駐在所	呉市倉橋町	呉市のうち 倉橋町（室尾西区、室尾東区、尾立区、 大迫区、海越区、鹿島上区、鹿島中区、 鹿島下区、鹿老渡区）
--	--------------	-------	-----------------------------------------------------------------

別表3 警察官駐在所の部広島県音戸警察署の款を削り，同部広島県尾道警察署の款に次のように加える。

田熊警察官 駐在所	尾道市因島 田熊町	尾道市のうち 因島田熊町
三庄北警察 官駐在所	尾道市因島 三庄町	尾道市のうち 因島三庄町、因島棕浦町
重井警察官 駐在所	尾道市因島 重井町	尾道市のうち 因島重井町、因島大浜町
中庄警察官 駐在所	尾道市因島 中庄町	尾道市のうち 因島中庄町、因島外浦町、因島鏡浦町
宮原警察官 駐在所	尾道市瀬戸 田町宮原	尾道市のうち 瀬戸田町（御寺、宮原、荻）
生口警察官 駐在所	尾道市因島 洲江町	尾道市のうち 因島原町、因島洲江町

別表3 警察官駐在所の部広島県因島警察署の款を削り，同表4 警察署の直轄する所管区の部広島県音戸警察署の項及び広島県因島警察署の項を削る。

（広島県道路交通法施行細則の一部改正）

第3条 広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第13条中「（広島中央警察署長、広島東警察署長、広島西警察署長、広島南警察署長、安佐南警察署長、安佐北警察署長、佐伯警察署長、廿日市警察署長、福山東警察署長、福山西警察署長及び尾道警察署長を除く。）」を削る。

第14条第2項中「を經由して公安委員会に提出することができる」を「又は住所地を管轄する署長を經由して公安委員会に提出するものとし、この場合において、尾道警察署長を經由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこれを提出しなければならない」に、「管轄区域内」を「管轄区域（尾道市のうち因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町（以下「因島・瀬戸田地域」という。）を除く。）内」に改め，同条第3項中「、福山西警察署長及び尾道警察署長」を「及び福山西警察署長」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において、尾道警察署長を經由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこ

れを提出しなければならない。

第15条の表中「、福山西警察署長及び尾道警察署長」を「及び福山西警察署長」に、「、福山西警察署及び尾道警察署」を「及び福山西警察署」に、「管轄区域内」を「管轄区域（尾道警察署の管轄区域にあつては因島・瀬戸田地域に限る。）内」に改める。

第16条を次のように改める。

（免許条件の解除等）

第16条 法第91条の規定により免許の条件を付された者がその解除又は変更を受けようとするときは、別記様式第16号による申請書に免許証を添えて、運転免許課長又は住所地を管轄する署長を経由して公安委員会に提出し、審査を受けるものとし、この場合において、尾道警察署長を経由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこれを提出しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者の住所地が広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、安佐北警察署、佐伯警察署、廿日市警察署、福山東警察署、福山西警察署又は尾道警察署の管轄区域（因島・瀬戸田地域を除く。）内である場合にあつては、運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該者が運転することができる自動車等の種類を限定された者であるときは、第1条及び前項の規定にかかわらず、施行規則第18条の5に限定する申請書に免許証を添えて、第15条の区分に従い、当該試験場において運転免許課長を経由して公安委員会に提出するものとする。

3 第1項の審査は、法第97条第1項第1号及び第2号に準じて行う。

第19条の2第1項中「（広島中央警察署長、広島東警察署長、広島西警察署長、広島南警察署長、安佐南警察署長、安佐北警察署長、佐伯警察署長、廿日市警察署長、福山東警察署長、福山西警察署長及び尾道警察署長を除く。）」を削る。

第21条の13中「、福山西警察署長及び尾道警察署長」を「及び福山西警察署長」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、尾道警察署長を経由するときは、尾道警察署の分庁舎においてこれを提出しなければならない。

附 則

この公安委員会規則は、平成30年4月1日から施行する。